

資料 1 - 1 に対して委員から事前にいただいた御意見

- ※ 1 この資料は、① 3月30日の部会において「基本計画の記載ぶりについて引き続き検討」と回答していた事項、② 3月30日の部会において示された御意見についての検討結果（資料 1）に対して頂いた御意見についてまとめたものです。
- ※ 2 御意見に対して回答を要する【4】【5】については、併せて回答も記載しております。

委員	御意見
川崎委員	<p>【1】</p> <p>修正案は、これまでの指摘・意見等を適切かつ簡潔に反映していると考えており、私としては異論ありません。この度の基本計画の改訂は、期間途中に行われる変則的なものであり、昨年の議論を限られた時間の中で整理したものであることから、書けることにはおのずと限界があると考えています。各方面から多様な意見が出ることも想定される中、現在の状況を踏まえた変更としては、バランスが取れた書き方になっていると思います。</p>
神田委員	<p>【2】</p> <p>丁寧にご対応くださりまして、ありがとうございました。特に、追加的なコメントはありません。</p>
清原委員	<p>【3】</p> <p>先に私が意見を申し上げた案件につきましては、基本計画の修正案のご対応で了解でございます。</p> <p>【4】</p> <p>「地震・水害等自然災害による被害や感染症対策が重要な課題となる中での公的統計の実施について」の項目を入れる必要性について検討することを提案します。</p> <p>3月30日の統計委員会では、毎年、保健所・福祉事務所を経由して調査員調査により実施している基幹統計調査である『国民生活調査』の今年度の実施を中止することを緊急に決定しました。</p> <p>その後、4月7日に総理から「緊急事態宣言」が発令されたわけですので、統計委員会がそうした事態を事前に想定して、現場である保健所に過大な負担がかからないように判断したことは適切であったと思います。</p> <p>実際、全国の保健所では、新型コロナウイルスの「帰国者・接触者相談センター」を設けているほか、感染者が出た場合、濃厚接触者をたどる調査にあたりるとともに、ウイルス検査の検体を研究機関に運び、感染者の入院先を調整するなどの業務を担当しています。</p> <p>今後、軽症者が自宅やホテルで療養するようになった場合、保健所が14日間健康観察を行うことになり、益々業務量は拡大する見込みです。</p> <p>統計委員会の立場としては、基幹調査の中止は減多にないことではありますが、現在深刻な新型コロナウイルスの蔓延が懸念される状況下、保健所等には、その対策を最優先してほしいとの判断に基づき、4月からの本調査の準備開始を控えて急ぎ決定したのです。</p> <p>これは、基幹統計の重要性を認識しつつも、現在の緊急な状況を考慮して、従来は保健所等が担当していた業務を中止することで、新型コロナウイルス対策に集中できる体制確保を支えるという趣旨です。</p> <p>したがって、こうした重要な経験から、本計画改定においても、従来の自然災害発生時における対応に加えて、今回のような感染症対策が求められる際に、どのように公的統計の実施を判断し確保するのかについては、北村委員長にご執筆いただくことを想定する「はじめに」あるいは「計画改定にあたって」という文章、もしくは「今後の課題」として記述する方向で検討してはいかかと思っております。</p>

委員	御意見
	<p>【総務省政策統括官室回答】 御指摘の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた統計調査の対応については、調査を実施する各府省において、調査内容、調査方法等への影響を勘案しつつ、必要に応じて、調査計画の変更が検討されております。 災害時等緊急時における調査計画の柔軟な対応については、これまでも対応されてきたところですが、一方で、今回の基本計画の変更は、再発防止策・総合的対策で示された取組を盛り込むことを、専らの目的としておりますので、今般の基本計画に直接盛り込むことにはなじまないではないかと考えております。 しかしながら、答申をいただくタイミングにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた統計調査の対応が大きな課題になっているのは事実でございます。 つきましては、委員長から発出が想定されるメッセージの中に、御趣旨を盛り込むことができないか部会長と相談させていただきたく存じます。</p>
野呂委員	<p>【5】 すでに、私の意見は申し述べており、それに対するご丁寧な回答もいただいておりますので、基本的には今回の修正案に賛同致します。もし、可能であれば、次の1点をご再考いただければと存じます。 ↓ 別添2の2ページの「8」の修正箇所について、「必要の低下した統計については、統廃合や作成周期の見直しも含めた・・・」とある箇所に、「必要性の低下した統計や他の情報等で代替可能な統計については、統廃合や作成周期の見直しも含めた・・・」と加筆する。</p> <p>【総務省政策統括官室回答】 前回のご意見に対してご回答したとおり、「他のデータ等で代替可能な統計」については、重要であろうと、そうでなかろうと対応する必要があるものと認識しており、統計の区分を行う文脈で記載しますと、趣旨がはっきりしなくなる恐れがあると考えております。 また、「他のデータ等で代替可能な統計」に対する対応は、以下の行政記録情報やビッグデータの活用の取組の部分において取組を加速するため、以下の取組を今般の改定で追記しております。このため、ご提案の部分に関する追記は行わないことにしたいと存じます。</p> <p>=====</p> <p>第3 公的統計の整備に必要な事項 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用 (略) なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進する。 (略)</p>
宮川委員	<p>【6】 私の意見の部分については大体結構です。もし次回委員会が開かれそのときの議論の展開によっては少し意見を述べるかもしれませんが、現時点では大丈夫です。</p>